

第17回 貧困を考える連続市民シンポジウム



長時間労働のない 真の働き方改革を目指して

政府は、「働き方改革一括法案」を次の国会で審議することを予定しています。この法案は、一定の条件を満たす労働者に対し労働時間規制を適用しない制度である「高度プロフェッショナル制度」など、長時間労働を助長しかねない内容も含んでいます。

このような労働時間規制の緩和政策について、経済学者であり、日本型企业社会の構造について研究されてきた二宮厚美神戸大学名誉教授を講師にご講演いただき、「真の働き方改革」をいかに実現すべきか、皆さんと考えたいと思います。

講師

にのみや あつみ

二宮 厚美 氏

神戸大学名誉教授。

主な研究テーマは人間発達の経済学、日本型企业社会の構造、福祉国家の国際比較研究など。

神戸大退職後は、渡辺治氏(一橋大名誉教授)らと福祉国家構想研究会を拠点として研究を進めている。

近刊は『終活期の安倍政権』(新日本出版社、17年11月刊行予定)。



日時

2017.11.17(金) 18:00から20:00

【開場は17:30】

場所

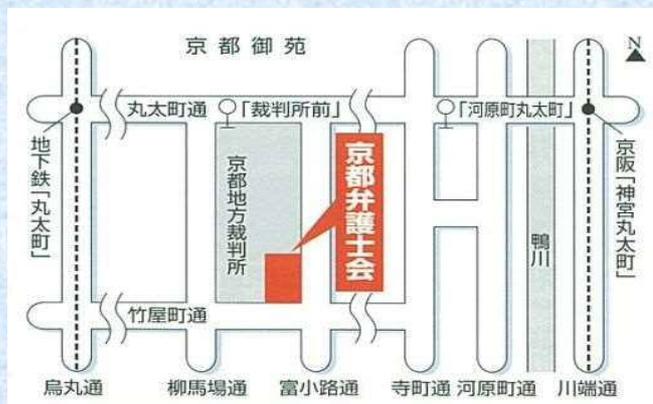
京都弁護士会館 地階大ホール

京都市中京区富小路通丸太町下ル

※公共交通機関でお越しください。

申込
不要

入場
無料



きっとある あなたを支える 法と智慧

京都弁護士会

お問い合わせ 075-231-2378

住所 京都市中京区富小路通丸太町下ル

HP <https://www.kyotoben.or.jp/>

